

本件ニ關シテハ昭和十七年三月二十四日附發體三二號通牒ニ依リ實施ノコト

四、授業料、報國團費等徴收ニ關シテハ別途通牒ノ豫定トス  
五、學則等變更ノ取扱

昭和十八年文部省令第八十號<sup>(1)</sup>第一條ニ該當スル學校ハ官立學校ニ在リテハ其ノ校長、公立學校ニ在リテハ其ノ管理者、私立學校ニ在リテハ其ノ設立者ニ於テ左記事項ニ付別ニ臨時措置ニ關スル學則ヲ定ムルコト

右臨時學則ハ別ニ本省ノ認可ヲ受タルヲ要セザルモ直ニ文部大臣ニ開申スベキコト

一、修業年限ニ關スル事項

二、學年、學期、休業日ニ關スル事項

三、學科課程及每週教授時數ニ關スル事項

四、授業料徴收ニ關スル事項

五、卒業ニ關スル事項

(一) 「第八十號」のところに「(注) 専門學校六ヶ月短縮スルモノナリ」という書き込みがある。

六、上級學校ノ入學志願者ノ取扱

昭和十九年九月卒業豫定ノ者ノ大學學部等入學志願ノ取扱ニ付テハ追テ通牒ノ豫定トス

乙 現在第一學年及明年四月入學セシムベキ第一學年生徒ノ取扱

(1) 現在第一學年(四年制ノ學校ニ在リテハ第二學年及第一學年五年制六年制ノ學校ニ在リテハ之ニ準ズ)及明年四月入學セシムベキ第一學年生徒ニ對スル修業年限ハ短縮セラ

ルル場合アルベキヲ豫想シ右取扱ノ趣旨ニ準ジ適宜措置スルヲ可トスルコト

(2) 昭和十九年度以降ニ於ケル學年ノ始期ハ従前ノ通四月トス

(「例規集 昭和十三年七月 教務課」)

(九) 昭和十九年度入学試験

發專二六〇號

昭和十八年十二月十五日

文部省専門教育局長印

東京音樂學校長殿

昭和十九年度専門學校入學者選抜試験場所等ニ關スル件

標記ニ關シテハ曩ニ申請相成タル處右ハ承認相成タルニ付御了知相成度向入學資格其他ニ付テハ客月二十四日附發專二六〇號ヲ以テ通牒致シタル處疑義有之向モアリ左記爲念

記

一、昭和十九年三月ヨリ左ノ者ニ付上級學校ノ入學資格ヲ附與スル見込(昭和十八年十月廿三日附發國四七四號地方長官宛次官通牒拔萃)

但シ正式ニハ近ク敕令ノ公布ヲ俟テ決定スル見込ナリ

(1) 國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノ中等學校(專檢指定學校ヲ含ム)ノ第四學年ヲ修了シタル者  
(2) 國民學校高等科修了程度(以下高修ト稱ス)ヲ以ツテ入學資

格トスル修業年限四年ノ中等學校第三學年ヲ修了シタル者(注  
高修三年ノ中等學校ハ卒業シタル者トス)

(3) 高修ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年ノ女子中等學校(夜  
間ニ於テ授業ヲ行フモノヲ除ク)ノ第二學年ヲ修了シタル者

二、志願者心得又ハ生徒募集案内ノ記載事項ニ關スルコト

(1) 受験者ノ入學試驗場ニ於ル携帶品ニ付テハ從來ノ例ニ鑑ミ學  
校ニ於テ適宜指示セラレタキコト

(2) 生徒募集要項官報告示事項中無試驗檢定期日等(口頭試問及  
身體検査等モ含ム)ニ關シテハ官報登載事項制限ト睨ミ合セ省  
略セルニ付右事項ハ志願者心得等ニ掲載セラレタキコト

(例規集 昭和十三年七月 教務課)

發專三〇號

昭和十九年一月二十九日

文部省専門教育局長

東京音樂學校校長殿

明年度入學者選抜ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ目下夫々御配意中ノコトト存セラルモ、之ガ決  
定ニ當リテハ年齢ノ如何ニ關係ナク眞ニ國家有用ノ人物タルベキ優  
秀ナル者ヲ選抜スル様御措置相成度苟モ徵兵年齢低下等ノ措置ヲ考  
慮シ年齢ノ比較的若キ者ヲ優先的ニ選抜スルガ如キコトナキ様特ニ  
御留意相成度此段爲念及通牒

(例規集 昭和十三年七月 教務課)

(十) 試業に関する注意(昭和十九年二月)

昭和十九年二月三日起案

試業ニ關スル注意

一、病氣ソノ他止ムヲ得ザル事故ニヨリ受験不可能ノ場合ハ豫メソ  
ノ旨届出ズベシ

一、警戒警報又ハ空襲警報發令ノ場合ハ試験ヲ中止ス

一、警戒警報解除後本校ニ異状ナキ場合ハ試験ヲ續行ス、生徒ハ直  
ニ登校シ係教官ノ指示ヲ受クベシ

但シ午後五時以後ノ場合ハ翌朝午前八時マデニ登校シ指示ヲ  
受クルコト

右ノ場合電話ニヨル照會ヲナサザルコト (手書き)

(例規集 昭和十三年七月 教務課)

(十一) 学徒の軍事教育教化要綱(昭和十九年二月)

發體二八號 昭和十九年二月八日

文部次官

教育ニ關スル戰時非常措置方策ニ伴フ学徒ノ軍事教育強化要綱

(ニ關スル件)

第一方針

現戰局ニ對處シ徵兵適齡低下ニ即應セシムル爲學校ニ於テ軍事教育  
ヲ強化シ一層基礎訓練ノ徹底ヲ圖リ特ニ大學高等專門學校ニ在リテ  
ハ更ニ指揮能力ヲ向上セシムルト共ニ特別訓練ノ強化ヲ圖リ以テ當  
面ノ戰爭遂行力ノ増強ヲ期ス

第二要領

一、教育内容